

空家等対策計画の改定について

空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法） 該当条文

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

神奈川県下市町村の策定状況（令和4年度末）

【策定済】横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、座間市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、松田町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町（26市町）

【未策定】逗子市、大和市、伊勢原市、中井町、山北町、開成町、清川村（7市町村）

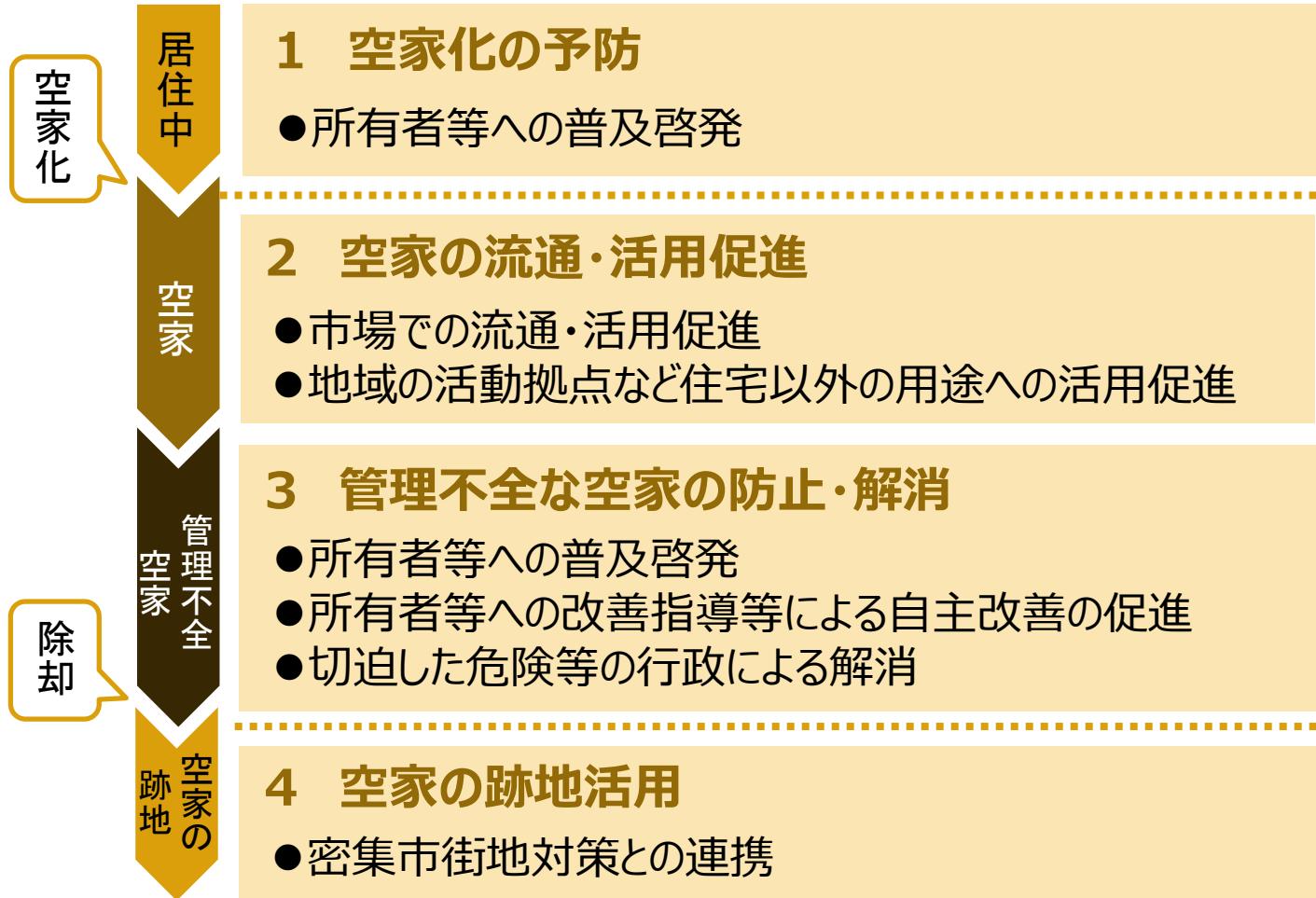
概要

- 計画名：第2期 横浜市空家等対策計画
- 位置づけ：「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条に規定する空家等対策計画
- 趣旨：基本的な取組姿勢や対策を市民に示し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進する
- 計画期間：2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間（5年ごとに見直し）
- 対象：横浜市全域、1戸建ての空家

空家等対策計画を改定（5年度中予定）

施策と体制

- 空家等対策計画に基づき、下記の4つの取り組みを柱とし、住まいの状態に応じた対策を実施
- 地域住民や専門家団体等と連携して総合的な空家等対策を推進



空家対策に関する11局・18区による空家PJ課長会での検討

- ・政策局、財政局、市民局、医療局、健康福祉局、資源循環局、都市整備局、こども青少年局、道路局、消防局、建築局、18区
- ・分科会 ①空家化の予防部門、②空家の流通・活用部門、③管理不全部門

空家法に基づく「横浜市空家等対策協議会」での協議

市民への意見募集の実施

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討	データ分析等		計画の方向性			素案作成				意見募集	計画策定	
				R6打ち出し検討								
空家PJ課長会		○	分科会	○	書面	分科会	○	書面	分科会	○	書面	
空家等対策協議会					◎			◎			◎	